

I 在 名 外 国 人

資料編

1 国籍別外国人住民数

(単位：人) (各年12月末現在)

区 別	国籍別 年	中国	韓国又 は朝鮮	ベトナム	フィリピン	ネパール	ブラジル	米国	台湾	インドネシア	その他	合計
	年											
千 種 区	2 年	1,774	1,191	1,062	411	521	116	186	117	102	819	6,299
	3 年	1,759	1,169	949	396	444	56	161	109	85	716	5,844
	4 年	1,985	1,166	769	406	758	57	178	128	98	1,031	6,576
東 区	2 年	1,300	776	258	367	288	94	72	93	61	401	3,710
	3 年	1,230	767	252	361	183	57	60	84	35	351	3,380
	4 年	1,314	752	250	355	287	54	60	87	44	453	3,656
北 区	2 年	1,521	1,259	544	1,060	589	139	61	73	62	486	5,794
	3 年	1,465	1,217	536	1,093	603	150	61	73	58	480	5,736
	4 年	1,445	1,193	554	1,116	773	149	56	78	115	618	6,097
西 区	2 年	923	827	504	445	609	119	94	50	28	456	4,055
	3 年	884	817	470	445	406	130	92	45	32	401	3,722
	4 年	894	822	516	487	497	125	84	50	55	518	4,048
中 村 区	2 年	1,120	1,302	1,002	373	1,240	150	64	65	38	521	5,875
	3 年	1,090	1,242	969	347	975	66	50	60	39	468	5,306
	4 年	1,187	1,221	955	377	1,478	81	57	74	69	629	6,128
中 区	2 年	2,696	1,025	878	1,897	1,235	227	182	175	93	943	9,351
	3 年	2,446	1,001	751	1,834	885	177	157	153	75	817	8,296
	4 年	2,527	964	738	1,867	1,486	189	152	154	84	969	9,130
昭 和 区	2 年	1,663	635	477	234	193	58	99	69	100	798	4,326
	3 年	1,476	590	385	211	147	43	76	64	87	749	3,828
	4 年	1,680	620	411	222	230	49	124	84	129	1,004	4,553
瑞 穂 区	2 年	776	529	124	206	49	107	58	51	17	244	2,161
	3 年	746	512	128	202	40	89	49	41	19	224	2,050
	4 年	781	491	126	194	119	78	46	48	27	257	2,167

区別	国籍別 年	中国	韓国又は朝鮮	ベトナム	フィリピン	ネパール	ブラジル	米国	台湾	インドネシア	その他	合計
熱田区	2 年	652	420	357	192	103	126	58	44	24	310	2,286
	3 年	564	389	347	181	93	131	53	40	26	276	2,100
	4 年	578	354	385	198	154	127	49	39	56	337	2,277
中川区	2 年	1,849	1,569	1,019	828	376	495	58	73	75	805	7,147
	3 年	1,763	1,505	1,014	830	423	507	50	73	81	790	7,036
	4 年	1,725	1,488	1,152	855	631	541	51	74	119	935	7,571
港区	2 年	2,199	1,276	1,130	1,002	257	1,659	24	32	108	1,722	9,409
	3 年	2,093	1,231	1,108	1,011	235	1,544	22	26	101	1,698	9,069
	4 年	2,123	1,156	1,154	1,098	508	1,514	23	39	201	1,990	9,806
南区	2 年	1,763	1,255	1,242	856	245	459	32	32	117	550	6,551
	3 年	1,607	1,217	1,101	843	263	437	29	25	95	502	6,119
	4 年	1,571	1,185	1,347	861	402	427	35	25	151	592	6,596
守山区	2 年	1,011	1,351	500	485	220	164	52	24	47	466	4,320
	3 年	986	1,323	493	476	238	175	47	23	50	467	4,278
	4 年	973	1,280	577	517	284	194	51	27	75	500	4,478
緑区	2 年	1,868	883	935	529	136	438	35	43	133	514	5,514
	3 年	1,804	845	934	532	148	414	38	39	121	516	5,391
	4 年	1,788	845	1,030	557	189	389	46	42	167	614	5,667
名東区	2 年	1,241	725	217	309	82	174	153	90	84	648	3,723
	3 年	1,256	728	216	318	86	83	123	90	62	592	3,554
	4 年	1,275	732	224	327	143	98	188	92	63	732	3,874
天白区	2 年	1,113	766	401	313	169	113	86	66	44	426	3,497
	3 年	1,067	748	369	297	164	131	82	55	63	385	3,361
	4 年	1,021	715	355	300	322	118	84	62	65	454	3,496
計	2 年	23,469	15,789	10,650	9,507	6,312	4,638	1,314	1,097	1,133	10,109	84,018
	3 年	22,236	15,301	10,022	9,377	5,333	4,190	1,150	1,000	1,029	9,432	79,070
	4 年	22,867	14,984	10,543	9,737	8,261	4,190	1,284	1,103	1,518	11,633	86,120

名古屋市スポーツ市民局住民課調べ

2 外国人留学生（各年度5月1日現在）

(1) 外国人留学生数

(単位：人)

年 度		30	1	2	3	4
区 分						
※1	名古屋 市	4,364	4,483	3,872	3,458	3,489
※2	名古屋市（専修、日本語教育機関等含む）	7,701	12,420	9,004	6,509	6,623
※1	愛 知 県	6,719	7,036	6,262	5,731	5,749
※2	全 国	137,990	146,041	136,133	129,258	127,512
※2	全国（専修、日本語教育機関等含む）	298,980	312,214	279,597	242,444	231,146

※1 愛知県留学生交流推進協議会調べ（名古屋市の人数については、市内にある大学（短大を含む）に在学している者であり、市内に住所を有する者を意味しない。）

※2 独立行政法人日本学生支援機構調べ（名古屋市の人数については、学校所在地を名古屋市として回答した学校に在学している者であり、市内に住所を有する者を意味しない。）

(2) 市内大学別留学生数

(単位：人)

年 度		30	1	2	3	4
大学名						
名古屋 大 学		1,981	2,038	1,871	1,937	2,039
名古屋 工 業 大 学		336	354	345	307	242
名古屋 市 立 大 学		109	129	148	155	162
愛 知 大 学		217	252	246	219	225
愛 知 東 邦 大 学		15	15	24	31	18
金 城 学 院 大 学		30	36	20	7	7
椋 山 女 学 園 大 学		6	17	10	2	3
大 同 大 学		2	－	－	2	7
中 京 大 学		99	128	130	138	129
同 朋 大 学		13	14	12	10	9
豊 田 工 業 大 学		14	6	9	3	2
名古屋 音 楽 大 学		10	17	17	19	15
名古屋 学 院 大 学		62	76	48	31	35
名古屋 女 子 大 学		1	－	－	－	－
南 山 大 学		244	258	251	204	203
名 城 大 学		164	142	100	102	76
名古屋 文 化 短 期 大 学		4	2	6	6	2
東京福祉大学名古屋キャンパス		1,057	999	635	285	315
計 （校数は留学生在籍校のみ）		18校 4,364	16校 4,483	16校 3,872	17校 3,458	17校 3,489

愛知県留学生交流推進協議会調べ

（注）東京福祉大学名古屋キャンパスについては、平成30年度より算入している。

(3) 市内大学在学の国・地域別外国人留学生数

(単位：人)

国又は地域	年 度	30	1	2	3	4
中 国		1,809	1,926	1,841	1,906	1,828
台 湾		118	124	90	75	67
韓 国		286	308	300	279	311
インドネシア		113	110	104	98	102
タイ		72	80	73	72	75
ネパール		362	444	394	190	233
ベトナム		631	541	310	162	141
マレーシア		70	70	61	61	48
アメリカ		109	99	82	27	37
その他の		794	781	617	588	647
計		4,364	4,483	3,872	3,458	3,489

愛知県留学生交流推進協議会調べ

(4) 経費別市内大学留学生数

(単位：人)

年 度	国費留学生	外国政府 派遣留学生	私費留学生等	合計
令和2年度	408	47	3,417	3,872
令和3年度	382	44	3,032	3,458
令和4年度	398	30	3,061	3,489

愛知県留学生交流推進協議会調べ

Ⅱ 国 際 会 議 等

1 都市別国際会議の開催件数 <令和3年上位10都市を記載>

	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
横浜市	191	226	200	190	188	176	156	277	9	13
京都市	196	176	202	218	278	306	348	383	26	4
東京 (23区)	500	531	543	557	574	608	645	561	63	3
北九州市	45	57	73	86	105	134	133	150	6	2
神戸市	92	93	82	113	260	405	419	438	23	1
仙台市	81	77	80	221	115	120	116	136	10	1
岡山市	16	23	33	33	30	35	34	43	2	1
府中市	0	0	2	4	3	4	2	2	0	1
柏市	5	8	12	15	21	25	32	27	3	1
伊勢志摩地区	0	1	1	0	5	3	6	3	0	1
姫路市	2	4	4	2	2	5	3	2	0	1
名古屋市	⑥126	⑥143	⑤163	⑥178	⑤200	⑤183	⑤202	⑥252	同列⑦9	0
全 国	2,337	2,427	2,590	2,847	3,112	3,313	3,433	3,621	222	29

(注) 1. 国際会議：日本を含む3ヶ国以上・50名以上の参加がある会議
(特定企業の利益を追求することを目的とした会議等を除く)

2. 名古屋の会議件数の前にある○内の数字は、その年における名古屋の日本国内順位を示す。

3. 伊勢志摩地区は、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町を含む。

4. 令和2年および令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、
各都市とも国際会議開催件数は大きく減少

5. 歴年統計

資料：日本政府観光局「2021年国際会議統計」

令和5年度に名古屋市内で開催される主なコンベンション(予定)

	会 議 名	会 期	内 容	参加者 (内海外・国数)	会 場
1	第14回日本プライマリ・ケア連合学会学術大会	5月12日～ 5月14日	日本プライマリ・ケア連合学会が毎年合同で開催する年次大会であり、最新の研究成果を発表・討論することを目的とする。	5,050人 (50人・5か国)	ポートメッセなごや ほか
2	第38回日本脊髄外科学会／The 38th Annual Meeting of the Neurospinal Society of Japan (合同開催：The 14th Annual Meeting of Asia Spine joint meeting)	6月15日～ 6月17日	脊髄外科全般に関する臨床、研究および教育についての最新の研究成果を各国の臨床医、研究者が発表、討論する。	820人 (130人・5ヶ国)	ウインクあいち(愛知県産業労働センター)
3	第38回宇宙線国際会議/The 38th International Cosmic Ray Conference(ICRC2023)	7月26日～ 8月3日	国際純粋・応用物理学連合の宇宙線委員会が2年に一度実施する。当該分野で世界で最も権威のある国際会議。宇宙線国際会議では、宇宙線物理学、ニュートリノ物理学、ガンマ線物理学、暗黒物質、およびこれらの分野の検出器技術に関わる研究成果が発表される。	1,200人(内オンライン600人) (600人(内オンライン200人)・40か国)	名古屋大学豊田講堂、 野依記念学術交流館 ほか
4	第14回記憶認知応用研究学会定期総会/ The 14th Biennial Conference of the Society for Applied Research in Memory and Cognition(SARMAC XIV)	8月9日～ 8月12日	記憶認知など人間の知的活動に関わる心理学的研究の司法、教育、公衆衛生などへの応用の推進を目的とした学術会議	360人 (240人・20ヶ国)	ホテル名古屋ガーデンパレス
5	第75回生物工学会大会	9月3日～ 9月5日	生物工学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供などを行う国際的な場となり、生物工学に関する研究の進歩普及を図ることを目的とする学術集会。	1,550人 (50人・4か国)	名古屋大学
6	第25回国際木工加工セミナー/ 25th International Wood Machining Seminar	10月5日～ 10月7日	2年に一度世界各国で開催される木材加工に世界規模の研究発表集会を開催することを目的とする学術集会	300人 (50人・10か国)	ポートメッセなごや
7	第21回日本臨床腫瘍学会学術集会/2024 the Japanese Society of Medical Oncology Annual Meeting	2月22日～ 2月24日	世界各国の医師や多くの職種からなる臨床腫瘍学のエキスパートが参加し、臨床腫瘍学の種々の新たな知見や、課題について議論を行うことを目的に開催される学術集会。	6,550人 (550人・24か国)	名古屋国際会議場

令和4年度に名古屋市内で開催された主なコンベンション(実績)

	会 議 名	会 期	内 容	参加者 (内海外・国数)	会 場
1	第33回太陽光発電国際会議 (PVSEC-33)	11月13日～ 11月18日	光起電力効果の基礎、太陽電池材料、太陽光発電モジュールおよび周辺機器や太陽光発電の普及や施策などを発表、討議し、当該分野の基礎から応用にわたる学術の発展と豊かな社会実現に貢献することを目的とした国際会議。	1000名 (300名・20か国)	名古屋国際会議場
2	第35回日本内視鏡外科学会総会	12月8日～ 12月10日	内視鏡外科手術に関する研究、教育およびその普及、発展に努め、日々の臨床上で培った研究成果発表と活発な議論、手術手技向上を目的とした教育講演を実施し、医療機器の開発に携わる企業および研究者同市、研究開発の公表や意見交換を通じて、優れた医療技術開発の場を提供することで低侵襲医療の技術向上につなげることを目的とした国際会議。	5400名 (100名・9か国)	ポートメッセなごや (名古屋市国際展示場)

III 在名古屋国際機関等一覧

1 外国公館等

(2023年8月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
在名古屋米国領事館	首席領事 マシュー・センサー	〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル 6F	581-4501
在名古屋カナダ領事館	領事 デイヴィット・パデュー	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目17-6 ナカトウ丸の内ビル 6F	972-0450
駐名古屋大韓民国総領事館	総領事 金 星秀(キム ソンス)	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目19-12	586-9221
中華人民共和国駐名古屋総領事館	総領事 楊 嫻(ヤン シェン)	〒461-0005 名古屋市中区東桜2丁目8-37	932-1098
在名古屋トルコ共和国総領事館	総領事 ダムラ・ギュミュシュカヤ	〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目21-23 KSイセヤビル 4F	263-6200
在名古屋フィリピン共和国総領事館	総領事 ロイ バサーニエズ エクラ エラ	〒460-0008 名古屋市中区栄3-31-3	211-8811
在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館	総領事 ルイス・フェルナンド・ア ボッチ・ガウヴォン	〒460-0002 名古屋市中区丸の内1丁目10-29 白川第8ビル 2F	222-1106
在名古屋ペルー共和国総領事館	総領事 ルイス・アルフレド・エス ピノサ・アギラル	〒460-0008 名古屋市中区栄2-2-23 アーク白川公園ビルディング 3F	209-7852
アリアンス・フランセーズ 愛知フランス協会	館長 オリヴィエ・オルティズ	〒464-0819 名古屋市中種区四ツ谷通2-13 ルーツストーンファーストビル 3F	781-2822
大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) 名古屋貿易館	館長 金 性煥 (キム ソンファン)	〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル 23F	561-3936
名古屋アメリカン・センター	—	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル 6F	581-8631
V C A 日本事務所 (英国運輸省)	理事 マイケル・マルヴァニー	〒456-0018 名古屋市中区熱田区新尾頭一丁目6-9 金山大和ビル3F	683-8831
米国ウェストヴァージニア州政府 日本代表事務所	駐日代表 村山 敦子	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目25-11 日生村瀬ビル 7F	953-9798
フランスCEEJA・アルザス日本 事務所	代表 後藤 淳子	〒464-0804 名古屋市中種区東山元町1-36	789-0811
国際連合地域開発センター (UNCRD)	所長 遠藤 和重	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル 6F	561-9377

2 名誉(総)領事館

(2023年10月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
アンゴラ共和国名誉領事館	名誉領事 貸谷 伊知郎	〒450-8575 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号 センチュリー豊田ビル 豊田通商(株)名古屋本社内	584-8002
イスラエル国名誉領事館	名誉領事 鎌田 敏行	〒463-3535 名古屋市中山区八剣2丁目118番	737-6835
インドネシア共和国名誉領事館	名誉領事 杉本英雄	〒462-0841 名古屋市中区黒川本通2-46 3F (株)焼肉坂井ホールディングス内	910-5210

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
ウズベキスタン共和国名誉領事館	名誉領事 伊藤 博之	〒461-0015 名古屋市東区東片端町23 東片端サンコービル 5F南	265-9919
エチオピア連邦民主共和国 名誉領事館	名誉領事 松本 定道	〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目35番1号 中京総合警備保障（株）内	757-4312
オーストリア共和国名誉領事館	名誉領事 山口 千秋	〒450-6216 名古屋市中村区名駅4-7-1 ミッドランドスクエア 16F 東和不動産（株）内	584-7111
オランダ王国名誉領事館	名誉領事 岡谷 篤一	〒460-8666 名古屋市中区栄2丁目4-18 岡谷鋼機（株）内	204-8100
ガンビア共和国名誉総領事館	名誉総領事 ビントウ・クジャビ・ジャ ロ	〒452-0822 名古屋市西区中小田井5-16 2F	684-5911
カンボジア王国名誉領事館	名誉領事 高田 誠喜	〒461-0073 名古屋市中村区高見2-7-7 ユニオンビル 3F	753-5024
ケニア共和国名誉領事館	名誉領事 加留部 淳	〒450-8575 名古屋市中村区名駅4-9-8 センチュリー豊田ビル 16F 豊田通商（株）内	584-5019
コスタリカ共和国名誉総領事館	名誉総領事 豊田 章男	〒450-8711 名古屋市中村区名駅4-7-1 トヨタ自動車（株）名古屋オフィス内	552-2111
コロンビア共和国名誉領事館	名誉領事 中村 規脩	〒460-0017 名古屋市中区松原2丁目10番7号 （株）萬楽庵 5F	332-1124
シンガポール共和国 名誉総領事館	名誉総領事 川浦 康嗣	〒460-0006 名古屋市中区葵3-21-19 （株）メニコン内	935-1258
スペイン王国名誉領事館	名誉領事 山本 亜土	〒450-8501 名古屋市中村区名駅1丁目2-4 名古屋鉄道（株）内	571-2141
スリランカ民主社会主義 共和国名誉領事館	名誉領事 小倉 忠	〒451-8501 名古屋市西区則武新町3丁目1-36 （株）ノリタケカンパニーリミテド内	561-7123
タイ王国名誉総領事館	名誉総領事 三輪 芳弘	〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目6-29 興和（株）内	963-3451
デンマーク王国名誉領事館	名誉領事 豊田 周平	〒448-8651 愛知県刈谷市豊田町1-1 トヨタ紡織（株）内	080- 6987-0070
ドイツ連邦共和国名誉領事館	名誉領事 神野 吾郎	〒440-8533 愛知県豊橋市駅前大通1-55 サーラタワー （株）サーラコーポレーション内	0532-51- 1277
ニュージーランド名誉領事館	名誉領事 林 謙治	〒454-0802 名古屋市中川区福住町2-26 リンナイ（株）内	361-8415
ハンガリー名誉領事館	名誉領事 寺西 和子	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-5-27 第一名駅ビル 1F	551-5177
フィンランド名誉領事館	名誉領事 柘植 康英	〒450-6101 名古屋市中村区名駅1丁目1-4 J Rセントラルタワーズ東海旅客鉄道（株） 内	564-5105
フランス名誉領事館	名誉領事 川合 尊	〒461-0005 名古屋市中区東桜1-1-1 アーバンネット名古屋ネクスタビル 19F 日本特殊陶業（株）内	218-6159

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
ベトナム社会主義共和国 名誉領事館	名誉領事 夏目 長門	〒464-0057 名古屋市千種区法王町2-5-G10D	715-6755
ベルギー王国名誉領事館	名誉領事 豊田 鐵郎	〒451-6017 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー (株) 豊田自動 織機内	589-9440
ポルトガル名誉領事館	名誉領事 深谷 紘一	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-5-28 桜通豊田ビル 15F	586-5423
ミャンマー連邦共和国名誉領事館	名誉領事 西村 利夫	〒452-0818 名古屋市西区山田町上小田井東古川3117	508-5105
メキシコ合衆国名誉領事館	名誉領事 内山田 竹志	〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動車(株) 内	0565-28- 2121
モンゴル国名誉領事館	名誉領事 安藤 琢弥	〒454-0926 名古屋市中川区打出2-70 松蔭病院内	352-3251
モンテネグロ名誉領事館	名誉領事 判治 誠吾	〒484-0061 犬山市大字前原字天道新田 大同メタル工業(株) 犬山事業所内	0568-65- 6627
ラオス人民民主共和国 名誉領事館	名誉領事 大原 康之	〒460-8330 名古屋市中区上前津2-9-29 (株) 榎屋内	331-4399

3 国際研修機関

(2023年5月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
公益財団法人 アジア保健研修所	理事長 斎藤 尚文	〒470-0111 愛知県日進市米野木町南山987-30	0561- 73-1950
公益財団法人 オイスカ	代表理事 中野 悦子	＜中部日本研修センター＞ 〒470-0328 愛知県豊田市勘八町勘八27-56	0565- 42-1101
独立行政法人国際協力機構 中部センター	所長 小森 正勝	〒453-0872 名古屋市中村区平池町4丁目60-7	533-0220

4 愛知県内の国際交流団体

下記のインターネットサイトにて検索することができます。

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/topj/index.html>

(愛知県国際交流協会ホームページ)

* 市内民間交流団体数 132

資料：公益財団法人 愛知県国際交流協会「国際交流ハンドブック 2022年度版」

5 その他

(2023年5月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
公益財団法人 愛知県国際交流協会	会長 神田 真秋	〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目6-1 愛知県三の丸庁舎内	961-8744
特定非営利活動法人 名古屋NGOセンター	代表理事 八木 巖 中島 隆宏	〒460-0004 名古屋市中区新栄町2丁目3番地 YWCAビル7階	228-8109
名古屋国際交流団体協議会	会長 滝 リンダ	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル4F NIA事務局	581-5630
公益財団法人 名古屋国際センター	理事長 古川 直樹	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル内	581-5674
日本貿易振興機構(JETRO) 名古屋貿易情報センター	所長 増田 智子	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 愛知県産業労働センター18階	589-6210

IV 関 係 条 例 等

1 名古屋市国際交流事業積立基金条例

昭和 63 年 3 月 31 日

条例第 37 号

(設置の目的)

第1条 国際交流事業の推進を図る資金に充てるため、名古屋市国際交流事業積立基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、国際交流事業を推進するための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、国際交流事業の推進を図る資金に充て、又は基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 7 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 名古屋市国際化推進会議規程

昭和 62 年 8 月 1 日

達第 29 号

(設置)

第 1 条 国際都市をめざした生活、文化及び経済などの各方面における国際化施策を円滑に推進するため、名古屋市国際化推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 国際化の推進に関する諸施策の協議及び調整に関すること。

(2) 国際化の推進に関する諸施策の情報収集に関すること。

(3) その他国際化の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は観光文化交流局主管副市長とし、副会長は観光文化交流局長とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、必要の都度会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 推進会議には、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(幹事)

第 6 条 推進会議に幹事を置き、別表に掲げる職にある者その他会長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

2 幹事は、会長の命を受け、推進会議の事務について委員を補佐する。

(事務局)

第7条 推進会議の所掌事務を処理させるため、推進会議に事務局を置く。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成元年達第8号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成2年達第6号)抄

1 この達は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年達第5号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成6年達第1号)

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年達第7号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成12年達第62号)

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年達第4号)抄

1 この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年達第22号)抄

1 この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年達第4号)抄

1 この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年達第22号)抄

1 この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年達第11号)

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年達第10号)抄

1 この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年達第45号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年達第31号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年達第7号)抄

1 この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年達第7号)抄

1 この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年達第5号)抄

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年達第6号)抄

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年達第9号)抄

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年達第9号)抄

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年達第5号)抄

この達は、令和2年4月1日から施行する。

別表

委員	会計室長
〃	防災危機管理局長
〃	市長室長
〃	総務局長
〃	財政局長
〃	スポーツ市民局長
〃	経済局長
〃	環境局長
〃	健康福祉局長
〃	子ども青少年局長
〃	住宅都市局長
〃	緑政土木局長
〃	上下水道局長
〃	交通局長
〃	消防局長
〃	選挙管理委員会事務局長
〃	監査事務局長
〃	人事委員会事務局長
〃	教育長
〃	市会事務局長
〃	総務局企画調整監
〃	総務局企画部長
〃	観光文化交流局観光交流部長
〃	観光文化交流局参事（都市魅力・国際都市化）
〃	中村区長
〃	中区長

幹事	会計室出納課長
〃	防災危機管理局総務課長
〃	市長室秘書課長
〃	総務局総務課長
〃	総務局企画部企画課長
〃	財政局総務課長
〃	スポーツ市民局総務課長
〃	経済局産業労働部産業企画課長
〃	観光文化交流局総務課長
〃	観光文化交流局観光交流部観光推進課長
〃	観光文化交流局観光交流部国際交流課長
〃	観光文化交流局観光交流部主幹（多文化共生・国際貢献）
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局総務課長
〃	子ども青少年局企画経理課長
〃	住宅都市局主幹（企画調整）
〃	緑政土木局企画経理課長
〃	上下水道局企画経理部経営企画課長
〃	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）
〃	消防局総務部総務課長
〃	選挙管理委員会事務局次長
〃	監査事務局監査第一課長
〃	人事委員会事務局審査課長
〃	教育委員会事務局総務部企画経理課長
〃	市会事務局総務課長
〃	中村区区政部企画経理室長
〃	中区区政部企画経理室長

3 名古屋市国際化推進会議の運営について

第1条 この定めは名古屋市国際化推進会議規程(昭和62年名古屋市達第29号)第8条の規定に基づき、名古屋市国際化推進会議(以下「推進会議」という。)の運営の細目に關し必要な事項を定めるものとする。

第2条 規程第7条により設置する事務局を観光文化交流局観光交流部国際交流課に置き、事務局長を観光文化交流局参事(都市魅力・国際都市化)をもって充てる。

第3条 推進会議及び事務局の庶務は、観光文化交流局観光交流部国際交流課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行する。
 この要綱は、昭和63年6月12日から施行する。
 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
 この定めは、平成18年4月1日から施行する。
 この定めは、平成28年4月1日から施行する。
 この定めは、令和2年4月1日から施行する。

4 名古屋国際センター条例

昭和59年4月3日
条例第38号

(設置)

第1条 地域の国際化を推進し、住民の福祉と文化の向上を図るため、次のように名古屋国際センターを設置する。

名称 名古屋国際センター

位置 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

(事業)

第2条 名古屋国際センター（以下「センター」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域の国際化推進のための情報提供及び相談

(2) 地域の国際化推進のための講座及び研修の実施

(3) 地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動の促進

(4) センターの施設の供用

(5) その他地域の国際化を推進するため市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 センターの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用の許可」という。)をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。

(2) センターの管理上支障があるとき。

3 市長は、使用の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第4条 センターの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第11条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第5条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、センターの施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可された使用目的に違反したとき。

(3) 使用の許可の条件に違反したとき。

(4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれのあるとき。

(5) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第8条 使用者は、センターの施設の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、使用を終わったとき、又は第7条の規定により使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに前条の規定による承認を受けて設けた特別の設備を撤去し、かつ、センターの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする者が、地域の国際化推進に取り組む団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えているものであり、かつ、センターを地域の国際化推進活動の拠点として、その事業を安定的かつ円滑に行うことができる能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の

利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市長令第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) センターの施設の使用の許可に関すること。
 - (3) センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
 - (4) その他市長が定める業務
- (委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和59年規則第91号で昭和59年8月1日から施行。ただし、第1条及び第9条の規定は、昭和59年10月12日から施行する。)

附 則(平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第38号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に名古屋国際センター条例第3条第1項の規定による許可を受けている者及び同項の許可を申請し、受理されている者に係る前項の日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第90号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋国際センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他

指定管理者が利用料金を定めるために必要な
手続並びに同条例第12条の規定による指定管
理者の指定の手続その他の行為は、この条例の
施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受け
ている者及び使用の許可を申請し、受理されて
いる者の使用料の額については、なお従前の例
による。

附 則(平成21年条例第66号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
別表(略)

5 名古屋国際センター条例施行細則

昭和 59 年 8 月 1 日

規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋国際センター条例
(昭和 59 年名古屋市条例第 38 号。以下「条例」
という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの
とする。

(開館時間)

第 2 条 名古屋国際センター(以下「センター」
という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 7
時までとする。ただし、条例別表に掲げる施設
にあっては、午前 9 時から午後 9 時までとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項
の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更
することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 月曜日(条例別表に掲げる施設を除く。)
(2) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日か
ら 12 月 31 日まで
(3) 施設点検日(2 月及び 8 月の第 2 日曜日)

- 2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項
の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、
又は休館日以外の日に休館することができる。

(使用許可申請の手続)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定によるセンタ
ーの施設の使用の許可(以下「使用許可」とい
う。)を受けようとする者は、名古屋国際センタ
ー使用申込書(第 1 号様式)を指定管理者に提出
しなければならない。

- 2 前項の使用申込書は、使用しようとする日(2
日以上連続して使用しようとする場合は、その
初日をいう。)の属する月の前 12 月以後におい
て、提出することができる。ただし、市長が特
別の事由があると認めたときは、この限りでな
い。

(使用期間)

第 5 条 センターの施設の使用期間は、同一人
が同一施設を使用する場合は、ホール及び展示
室については、引き続き 30 日以内、会議室、
和室及び研修室については、引き続き 5 日以内

とする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用許可)

第6条 使用許可は、名古屋国際センター使用許可書(第2号様式)を申請者に交付することによって行う。

(附属設備の利用料金の基準額)

第7条 センターの附属設備の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第5条の規定による利用料金の減免の申請は、名古屋国際センター利用料金減免申請書(第3号様式)により行うものとする。

2 条例第5条に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を減免する。

- (1) 名古屋市が主催又は共催する地域の国際化推進に資する行事に使用するとき 利用料金の全額
- (2) 地域の国際化推進に資する行事で市長が特に有益と認めるものに使用するとき 利用料金の全額又は2分の1相当の額

(利用料金の還付)

第9条 条例第6条ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責に帰することのできない事由によって施設又は附属設備の使用ができないとき。
- (2) 使用者が、使用許可を受けた使用の日(2日以上連続する場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。)の前14日までに使用許可の取消しを申し出たとき。
- (3) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。

2 利用料金の還付額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に当たるとき 利用料金の全額
- (2) 前項第2号に当たるとき 利用料金の額の2分の1相当の額
- (3) 前項第3号に当たるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(特別の設備)

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用許可の申請の際に併せて行うものとする。

2 前項の承認の申請をする際には、仕様書、図面その他市長が必要と認める資料を併せて提出しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止等)

第12条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (6) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入館者の安全確保の措置を講ずること。
- (2) 入館者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

(立入り)

第13条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可をしたセンターの施設に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退館)

第14条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくはその管理するセンターの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退館を命ずることができる。

(指定管理者の公募)

第15条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第12条第2項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋国際センター指定管理者指定申請書(第4号様式)によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋国際センター指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第18条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定の期間
- 2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) センターの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) センターの使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度4月30日までに、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの使用状況
- (3) センターの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第80号)

- 1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際センター条例施行細則に基づいて作成されている使用許可申請書は、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成4年規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第79号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成5年規則第125号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届、報告書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際現に第1条から第3条までの規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 5 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、同条の規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第56号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第18号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際センター条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている使用許可申請書は、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成16年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則の規定は、平成16年4月1日以後の使用について適用する。

附 則(平成17年規則第174号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から附則第6項までの規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋国際センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の

規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、平成18年4月1日前においても行うことができる。

- 3 平成18年4月1日において現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正前の名古屋国際センター条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている使用申込書及び使用料減免申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 6 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成24年規則第59号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申込書及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成24年規則第121号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第42号)抄

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(略)